

業務指示書 (小規模)

バングラデシュ国ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画準備調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2014年1月8日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 山崎 みさ Yamasaki.Misa@jica.go.jp

質問に対する回答：2014年1月14日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：気象分野に係るO/D、B/D、D/D、S/V

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（業務主任/気象レーダー計画/気象災害対策/運営・維持管理計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：気象分野に係るO/D、B/D、D/D、S/Vに係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（バングラデシュ及び全途上国での業務の経験）
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 レーダー施設建設設計】

- 1) 類似業務の経験：気象分野に係るO/D、B/D、D/D、S/Vに係る業務
- 2) 対象国又は同類似地域（バングラデシュ 及び全途上国）での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）（英語）
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2014年1月17日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- (各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)
- (○) 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、地域における 14% とします。
- なお、定率化方式の積算基礎となる現地業務期間中の直接人件費には通訳団員は含まれません。
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- (○) 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
 現地再委託のうち地形測量と地質調査に係る費用
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
- なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
- 航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 (BDT1 = 1.338 円, US\$1 = 102.19 円, EUR1 = 138.88 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- (○) プレゼンテーションは実施しません。
- () プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、
- () 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- () 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
- なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。
- (1) 実施時期： ～
- (各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)
- (2) 実施場所： 独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

業務主任/気象レーダー計画/気象災害対策/運営・維持管理計画
レーダー施設建設設計

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

5.66 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2014年1月30日(木)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

以上

(補足説明)

1. プロポーザル提出様式の変更について

(1) プロポーザルの提出様式については、環境配慮の観点から、紙製のフラットファイル綴じとします。

2. 契約変更手続きについて

(1) 要員計画の確定・変更

● 契約変更が必要な事項

- ア. 契約時の総人月が増える場合
- イ. 業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）の交代
- ウ. 増額の必要が生じる場合

● 打合簿の作成が必要な事項

- ア. 業務従事者（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）以外）の交代
- イ. 業務従事者間または同一業務従事者自身の現地作業と国内作業の人月の振替（業務主任者（総括）・副業務主任（副総括）を含む）
- ウ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の資格要件の確認
- エ. 未定の業務従事者（評価対象外業務従事者）の確定
- オ. 渡航回数の変更又は業務従事者間の渡航の振替

● 打合簿を省略できる事項（担当事業部に報告）

- ア. 現地調査従事予定日（業務計画書では目安）の確定、変更
- イ. 業務従事者間または同一の業務従事者の現地作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、航空賃を除いた旅費全体額、直接人件費（現地作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）
- ウ. 業務従事者間または同一の業務従事者の国内作業人月の変更（業務主任者（総括）・副業務主任者（副総括）を含む。ただし、直接人件費（国内作業分）、その他原価、一般管理費等及び総人月を超えない範囲に限る。）

【留意事項】

- ・〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間流用はできず、〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕のそれぞれの費目において増額の必要が生じる場合は、以下(3)のとおり契約変更を行う。
- ・異なる格付けの業務従事者間の人月の振替に関しては、旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等の増減に留意する。また、同じ業務従事者であっても、国内作業と現地作業とを振り替えることにより旅費及び直接人件費、その他原価、一般管理費等が増額になる可能性があるため、同様に留意する。
- ・業務従事者の交代・確定にあたっては、変更後の従事者の履歴書を打合簿に添付する。
- ・同一業務従事者の現地作業と国内作業との振替については、それぞれの業務内容の増減を確認し、必要に応じてその内容及び理由を打合簿にて確認する。

(2) 費目間流用

〔直接経費〕・〔直接人件費〕・〔その他原価〕・〔一般管理費等〕の費目間の流用はできない。ただし、〔直接経費〕内の費用に関しては、状況により費目間の流用が可能な場合がある。

(3) 打合簿または契約変更による契約金額増減の手続き

- 変更により契約金額が増額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (4)契約交渉
 - (9)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下の場合
 - (7)打合簿による変更承認（調達部契約課の合議が必要）
 - (4)変更契約書締結
- 変更により契約金額が減額になる場合
 - ア. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額を超える場合
 - (7)業務指示書に基づく変更プロポーザル及び見積書の提出
 - (4)契約交渉
 - (9)変更契約書締結による変更承認
 - イ. 契約金額の10%または500万円のいずれか小さい方の金額以下
 - (7)精算時戻入

【留意事項】

- ・契約履行期間を変更する場合は、契約金額の変更の有無にかかわらず、必ず契約変更を行う。

以上

プロポーザル評価表

バングラデシュ国ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画準備調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	10.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	3.00	
(4) その他(実施設計・施工監理体制)	5.00	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 業務主任/気象レーダー計画/気象災害対策/運営・維持 管理計画	(40.00)	(16.00)
ア) 類似業務の経験	16.00	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	2.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	3.00
オ) その他学位、資格等	6.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(16.00)
カ) 類似業務の経験	-	7.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	2.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：レーダー施設建設設計	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景・経緯

バングラデシュ国は、国土の大部分がガンジス河をはじめとする大河のデルタ地帯に位置する標高 10m 以下の低平地であり、その地理的特性から洪水・サイクロンなどの自然災害多発国となっている。サイクロンが頻繁に発生するインド洋に面しており、1991 年に発生したサイクロンでは約 14 万人が死亡した。また、直近で最も大きな被害を出した 2004 年の洪水時には推定約 2,200 億円規模の被害が生じた。

同国の気象観測・予測は気象局 (BMD) が管轄しており、地上気象観測、バルーン観測、ラジオゾンデ観測所での観測に加え、全国で 5 基設置されている気象レーダーからのデータを基に気象観測・予測を行っている。また、洪水予警報センターや、災害管理局の防災関連機関と連携しながら、洪水予測に必要な情報提供や関係機関・メディアへの情報伝達を行っている。

全国 5 個所に設置されている気象レーダーのうち、ダッカの気象レーダーはバングラデシュ国のほぼ全域をカバーすることができ、ダッカ首都圏および国際空港の安全を守るために最重要である。また、ラングプールの気象レーダーは国境で接するインド側の降雨や北西部からの暴風雨、竜巻等の観測を行うための拠点となるため、両レーダーはバングラデシュ国の気象観測において重要な存在である。しかし、両レーダーとも運用開始から約 15 年が経過しているためシステムの老朽化が進み、故障等による稼働停止や観測精度の低下など気象観測業務に支障が生じている状況にある。また、ダッカの気象レーダーについて、都市化の急速な進展に伴い周辺に高層建築物が建設されるなど、周辺環境の変化による気象レーダーの電波への障害も発生している。

一方で、バングラデシュ国国土および特に急速に拡大する首都圏の都市人口を気象災害から守り、利用が拡大する国際空港の安全性を向上するため、より精度の高い気象観測・予測情報を安定的に提供することが求められている。

このような状況の中、バングラデシュ国はわが国に対し無償資金協力「ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画」の実施を要請し、我が国の対バングラデシュ国別援助方針（2012 年 6 月）における重点分野「社会の脆弱性の克服」に位置づけられる本事業について、我が国政府として本協力に関する準備調査の実施を決定した。

本調査は、バングラデシュ国政府関係者との協議及び現地調査を通じ、本計画の要請内容を確認するとともに、バングラデシュ国政府の開発計画と本計画の位置づけを確認した上で、本計画を無償資金協力により実施する場合の協力の方向性検討及び施設・機材の概略設計、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

2. プロジェクト概要

- (1) 上位目標 : 精度の高い気象観測・予測情報が関係機関や国民に活用され、気象災害による被害が軽減される。
- (2) プロジェクト目標 : 気象観測精度が向上し、BMD の気象観測能力が向上する。
- (3) 成果 : 気象レーダーシステムが 2 基設置・更新され、データ表示システム、衛星通信システムが整備される。
- (4) 事業概要
(要請内容)
施設 : 気象レーダー塔の建設 (2 ヲ所、1 基につき延床面積 200~400.㎡程度を想定)

機材：気象レーダーシステム（2カ所）
気象レーダーデータ表示システム（2ヶ所）
気象データ衛星通信システム（2ヶ所）

(5) 対象サイト

ダッカ近郊（ガジプール県ジョイドプール市、BMDの地上気象観測所敷地内を想定）
ラングプール（既設気象レーダーサイト）

(6) 関係官庁・機関

実施機関：バングラデシュ気象局（Bangladesh Meteorological Department：BMD）

(7) 本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

1) 無償資金協力

「気象観測用レーダー更新計画」（1986 - 88年）
「自然災害気象警報改善計画」（1997 - 1999年）
「コックスバザール及びケプパラ気象レーダー整備計画」（2005 - 2008年）
「モウロビバザール気象レーダー整備計画」（2007 - 2009年）

2) 技術協力

「気象観測・予測能力向上プロジェクト」（2009年9月～2013年12月）

3. 業務の目的

一般無償資金協力の活用を前提として、プロジェクトの背景、目的及び内容を把握し、効果、技術的・経済的妥当性を検討のうえ、協力の成果を得るために必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計を行い、概略事業費を積算するとともに、プロジェクトの成果・目標を達成するために必要な相手国側分担事業の内容、実施計画、運営・維持管理等の留意事項などを提案することを目的とする。

4. 業務の範囲

本業務は、バングラデシュ政府から要請のあった「ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針および留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものであり、原則、現地調査において、JICAがバングラデシュ国側と合意する協議議事録に基づいて実施するものとする。

5. 実施方針および留意事項

(1) 現地調査の実施方法について

本調査においては、①概略設計の実施、報告書案の作成等に必要な調査、協議、情報収集を行うための現地調査（1次調査）、②報告書案を先方関係者に説明・協議し、基本的了解を得るための現地調査（概略設計概要説明調査）の2回の現地調査を予定している。それぞれの現地調査に際しては、JICAから調査団員を参加させることを想定している。

(2) 本業務実施中のJICA及び関係者との協議について

本調査は、我が国が無償資金協力として実施することが適切と判断される計画を策定することを目的の一つとしているため、計画内容の策定に当たっては、調査の過程で随時十分JICAと協議すること。

なお、特にそれぞれ以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、内容を確認することとする。

1) 1次調査派遣前（対処方針会議）

業務計画書及びインセプション・レポートに基づき、1次調査の調査方針について説明を行い、関係者と協議を行う。

2) 1次調査帰国後（帰国報告会）

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を協議、確認する。

3) 概略設計概要説明調査派遣前（対処方針会議）

計画の内容を取りまとめた「準備調査報告書（案）」に基づき、計画内容を確認する。

4) 概略設計概要説明調査帰国後（帰国報告会）

概略設計概要説明調査の結果を報告する。

(3) 本プロジェクトの位置づけ及び関連案件との相乗効果について

本業務では、バングラデシュ国における気象災害対策における本プロジェクトの位置づけを明らかにするとともに、同分野における我が国の協力との関連について整理し、本プロジェクトとの相乗効果について具体的にまとめることとする。

また、本プロジェクトを実施することにより、機材整備を通じたBMDの気象観測能力の向上のみならず、BMDの気象災害対応能力が改善され、ひいてはバングラデシュ国の気象災害による被害が軽減されることが求められるため、本プロジェクトでは気象災害による被害の軽減に資するよう設計を行うこととする。

(4) 気象レーダー設置及びレーダー塔建設の妥当性について

本プロジェクトでは2基の既設気象レーダーに代わるレーダー及びレーダー塔が要請されているが、BMDの能力、既設レーダーの状況、設置からの年数及び運用実績、各レーダーの観測範囲等を十分調査した上で、本プロジェクトにて設置することの妥当性を検討することとする。

(5) 要請されていない機材の必要性の検討について

本プロジェクトの検討対象は要請があった機材を中心とするが、その他周辺機材等本プロジェクトの目標に合致するものがあれば、本調査においてその必要性、妥当性を検討する。

(6) 気象レーダー設置サイトの選定について

ダッカの既存気象レーダーはダッカ市内に設置されているが、本プロジェクトではダッカ市内の周辺環境の変化等を考慮し、ダッカ近郊のガジプール県ジョイドプール市のBMD所有の敷地内（地上気象観測所）に設置する方針とし、サイト選定を行う。

ラングプールについては既存のサイトに設置することを基本方針とするが、周辺地域の落雷による被害状況、周辺環境との関係等を考慮し、必要に応じて代替案を検討することとする。

(7) 運営・維持管理体制について

ラングプールのレーダーは機材の故障によりしばらくの間運用が停止されている。既存

のレーダーは運用開始から15年程度が経過しており、更新が必要な時期を迎えているものの、BMDの運営・維持管理体制によっては更新したとしても十分な運用がなされない可能性があるため、BMDの運営・維持管理体制の現状を十分調査し、気象レーダーを問題なく運用していくための実施体制について検討・提案する。

(8) データ通信方法について

気象レーダーの情報は大容量であるため、各地で取得した情報をダッカで利用するためには確実なデータ通信インフラが必要となる。通信状況の調査の結果、現在の整備状況では安定的な通信が困難な場合においては、代替通信手段の検討を行うこととする。

(9) 落雷被害状況の確認及び対策について

過去に実施された機材を調達・設置する案件において、落雷により機材が故障した事例が複数ある。現地における落雷頻度のデータなどを入手し、必要な落雷対策を検討のうえ、機材計画に反映させる。必要に応じて、落雷被害に対する保険の適応範囲等も確認し、運営・維持管理計画に反映する。

(10) サイクロン被害状況の確認及び対策の検討について

サイクロンによりレーダー施設が被災する可能性もあり、過去のサイクロンの発生状況やそれに伴う気象レーダーへの被害を確認し、対策を検討した上で必要に応じて設計に反映させる。

(11) ソフトコンポーネントについて

BMDはこれまで5基の気象レーダーを運用してきた実績があるため、本プロジェクトの機材を運用する上で最低限必要な技術は既に習得していると考えられる。しかし、今回導入する機材の運用に新たな技術が必要と認められた場合には、ソフトコンポーネントを実施することを検討する。

なお、調査中にソフトコンポーネント実施の必要性が生じた場合には、速やかにJICAに報告することとする。

(12) 類似案件の知見・教訓の活用とコスト縮減について

他ドナーや近隣諸国における類似案件がある場合は、当該案件から得られた知見・教訓を本プロジェクトに反映するとともに、案件内容及びコスト等を調査し比較の上、コスト縮減に留意して適正な規模を設定する。

(13) 環境社会配慮について

本プロジェクトは、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため、環境社会配慮カテゴリは「C」に分類される。

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

- 1) 関連資料の解析・検討を行い、本プロジェクトの全体像、バングラデシュ国の社会経済状況及び自然環境を把握する。

- 2) 調査全体の方針、方法および現地調査項目を整理し、調査計画を策定する。
 - 3) 当該分野の過去の案件について調査し、成果のレビューを行う。
 - 4) 上記1)～3)の作業を踏まえて、JICAとの契約締結後20日以内にインセプション・レポート、質問票、及び準備調査報告書目次案を作成・提出する。
- (2) インセプション・レポートの説明・協議
- 1) JICAから参加する調査団員(官団員)と協力してインセプション・レポートを相手国政府関係者等に説明し、内容につき協議・確認を行う。
 - 2) 官団員と協力して我が国無償資金協力学ームを相手国政府関係者等に説明し、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担などについて、協議・確認を行う。
- (3) 要請の背景、目的、内容の調査
- 1) バングラデシュ国国家開発計画、気象関連・洪水対策関連行政、同開発計画における本プロジェクトの位置づけ、及び本プロジェクトの意義を再度確認する。
 - 2) バングラデシュ国の社会経済状況の調査を行う。
 - 3) バングラデシュ国及びその周辺地域の自然環境条件の調査を行う。
 - 4) バングラデシュ国における気象災害・洪水の発生状況を確認する。
 - 5) 気象観測及び洪水対策における国際機関や他国からの協力の状況について、最新状況を把握する。また、本プロジェクトとの重複や齟齬がないことを確認する。
- (4) 気象レーダーの現状調査及び更新妥当性の確認
- 1) 今回対象とするダッカ及びラングプールの気象レーダーに関し、レーダー及びレーダー塔の状況、設置からの年数及び運用実績、各レーダーの観測範囲、機材構成等の調査を行い、本プロジェクトにて更新することの妥当性について検討する。
 - 2) 今回対象とするダッカ及びラングプール以外の既存の気象レーダー3基について、既存の資料や聞き取り調査等を通して設計や現状の確認を行い、今回対象とする2基との互換性、運用状況、老朽化の状況等を把握する。
- (5) 気象レーダーサイト調査
- 1) バングラデシュ国側と気象レーダー設置サイトについて協議を行う。協議では、既存サイトの活用の可否、観測に障害を及ぼす可能性のある建物等の有無、観測範囲、電力供給方法及び電源の有無等の電力事情、通信手段、落雷の危険性等について確認し、留意事項について検討の上、最適なサイトを選定する。バングラデシュ国側の実施機関が所有する土地以外での建設が必要な場合は、土地収用の必要性の有無を確認するとともに、極力住民移転が発生しないよう配慮する。
 - 2) サイト調査においては、上記留意事項についてサイトでの確認作業を行う。概略設計に影響を与える自然条件(気象、地形、地質、水文等)を確認し、地形測量、地質調査等の必要な調査を行う。
 - 3) 既設レーダー塔などの既存施設の利用を検討する場合は、機材設置における技術的な検討事項について調査を行い、必要に応じて構造物の健全性評価等を行う。検討の結果、既存施設の利用が技術的に可能と判断された場合には、必要な対策及び留意事項をまとめ、設計に反映させる。
 - 4) 建設にあたって土地収用等の許可が必要な場合は、そのために必要な手続き・費用・期間

について調査を行う。非自発的住民移転が発生する場合は、住民移転に関連する法律を調査し、バングラデシュ国側が作成する住民移転計画の内容を確認する。

(6) 通信環境調査

- 1) 今回対象とするダッカ及びラングプールを含む全5箇所の気象レーダーに関し、観測データを BMD 本局へ転送する際の通信手段・環境について、方法、機材構成、維持管理費等の現況及び課題を調査する。なお、ダッカ及びラングプール以外の気象レーダーに関しては、既存の資料や聞き取り調査等から情報を得ることを基本方針とし、必ずしも各サイトにて現地調査を行う必要はない。
- 2) バックアップとしての代替通信手段の有無を確認し、必要に応じて代替通信手段を提案する。
- 3) 通信インフラに関する今後の開発計画、民間企業による開発の傾向に関する調査を行う。
- 4) 各地で取得する気象レーダーデータを近隣空港管制施設等のユーザーへ伝送するための通信手段・環境に関する調査を行う。
- 5) データ受信側（近隣空港管制施設等のユーザー）の、現在のデータ受信の環境と、現在業務で使用している資機材・機器の状況を確認する。

(7) 運営・維持管理体制調査

- 1) バングラデシュ国側の実施機関の運営、維持管理にかかる実施能力（予算、人員、組織体制、技術レベル、保有機材等）を確認する。
- 2) 主要な既存施設・資機材（利用されていないものも含む）について、バングラデシュ国側実施機関による維持管理の状況や資機材の状態を調査し、問題点がないか確認する。

(8) 施設、設備、機材計画調査

- 1) 各対象地域に適した施設、設備、機材の規模及び種類を検討する。
- 2) バングラデシュ国内における建築基準等、施設建設や機材設置にあたって参考となる、基準・情報の収集を行い、計画に反映させる。
- 3) 過去の計測機材を調達・設置する案件で、落雷により機材が故障した事例があることから、必要な落雷対策を検討する。
- 4) レーダー塔及び機材がサイクロンにより被害を受ける可能性を考慮し、過去のサイクロンの発生状況やそれに伴う気象レーダーへの被害を確認したうえで、必要に応じて対策を検討し、実現可能な範囲で設計に反映させる。
- 5) 電力事情調査の結果を踏まえた電力供給計画を立案する。その際、非常用発電機により電力供給する計画とした場合にも、過去の類似案件で、電源切替時の電圧変動により機材が故障した事例もあることから、この点も考慮して機材計画を検討する。
- 6) 上記結果を踏まえ、本プロジェクトによる施設建設、資機材の調達と改善の必要性及び妥当性を検討した上で、施設、設備、機材の計画を策定する。

(9) 施工計画調査

- 1) 雨期を考慮した施工計画を作成する。
- 2) 現地の労務状況、労務関連法規等の労働関連基準や状況を確認し、施工計画に反映させる。
- 3) 現地の施工基準等、施設建設関連の基準、状況を確認し、施工計画に反映させる。
- 4) 近隣住民や交通への影響など、JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）を踏まえ

た施工計画を立案する。

- 5) バングラデシュ国における施工業者の施工能力、技術力について調査し、それらを考慮した施工計画を策定する。

(10) 調達事情調査

- 1) 設置機材及び施設建設のための資機材や建設機械の調達先（現地調達、第三国調達、本邦調達）、調達方法、調達価格、搬入ルート及び手段等について調査し、現地調達事情を考慮した機材調達、施工計画を策定する。
- 2) スペアパーツが容易に入手可能な資材を使用するなど、現地で維持管理が容易な調達方法を調査する。

(11) 無償資金協力の対象施設・機材にかかる概略設計、実施計画の策定、概略事業費の積算

- 1) 施工に係る人件費、資機材費等、事業費積算に必要な情報について調査する。
- 2) 無償資金協力の対象施設・機材に係る概略設計・仕様及び実施計画を策定し、概略事業費を積算する。
- 3) 概略事業費の算出に当たっては、コスト縮減の可能性を十分に検討し、コスト縮減にかかる検討結果を「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン（2010年6月）」に記載する様式にとりまとめ、概略事業費積算内訳書に綴じ込み提出する。

(12) 運営・維持管理計画の策定及び運営・維持管理費の積算

本事業で整備される施設並びに機材を適切に運用するために必要なバングラデシュ国側の体制を検討する。また、施設並びに機材の運営並びに維持管理の計画を策定し、必要となる費用を積算する。

(13) 先方負担事項の実施に係る提言

用地の確保、サイト整備、既存機材の撤去、公租公課の免除手続き等、先方が負担すべき事項について明確にし、その実施に係る提言について取りまとめる。

(14) その他の配慮事項等の調査

環境社会配慮について、本プロジェクトでは BMD 所有の敷地内での気象レーダー塔建設及び機材整備が主になることから、本プロジェクトのカテゴリ分類は C としており、影響の範囲は限定的である可能性が高い。本調査ではバングラデシュ国内環境許可手続きの要否とその手順を業務主任等が必要に応じて確認する。

(15) 無償資金協力事業の評価にかかる調査

プロジェクトの成果、裨益効果、事後評価のための評価指標の検討・関連情報の収集を行う。

(16) 一次調査結果概要の説明

(15) までの調査結果を踏まえ現地調査帰国後 10 日以内に現地調査結果概要を作成し、JICA に提出したうえで帰国報告会にてこれを説明する。

(17) プロジェクト内容の計画策定（概略設計）

一次調査より帰国後 30 日以内を目処に設計・積算方針会議を開催し、概略設計方針について

関係者と協議を行う。帰国報告会及び設計・積算方針会議での議論を踏まえて、必要な解析・検討を行い、概略設計概要書、機材仕様書（案）及び概略事業費積算内訳書を作成する。

なお、設計・積算に当たっては、「協力準備調査の設計・積算マニュアル」（補完編・別冊を含む）（2009年3月）に従い、設計総括表、積算総括表を作成し、JICAに対しその内容を説明し、確認を取ることとする。最終的に確認された設計総括表、積算総括表は準備調査報告書に参考資料として添付する。

（18）気候変動対策上の位置づけの検討

本事業は気候変動適応策として位置付けられる。本業務において、気候変動対策上の本事業の意義、有効性等について検討を行う。

（18）準備調査報告書（案）の作成

上記調査結果を準備調査報告書（案）として取り纏め、その内容について JICA と協議する。必要に応じて協議結果を準備調査報告書（案）に反映させる。

（19）準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の現地説明・協議

- 1）準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）をバングラデシュ国政府関係者等に説明し、内容について協議・確認を行う。特に、プロジェクト実施における運営・維持管理体制の整備や環境社会配慮等、相手国側によるプロジェクトの技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策については十分説明・協議を行う。
- 2）協議の結果、概略設計概要書の内容についてバングラデシュ国側からコメントがなされた場合は、これを十分検討の上、必要に応じてプロジェクト全体及び無償資金協力事業の基本構想を変えない範囲で修正を加え、準備調査報告書に反映させるものとする。

（20）調査報告書等の作成

バングラデシュ国政府への準備調査報告書（案）及び機材仕様書（案）の説明・協議の結果を踏まえ、最終的に準備調査報告書、調査概要資料、機材仕様書を作成する。なお、準備調査報告書、準備調査概要資料は、「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン」に従った内容とする。

7. 成果品等

本調査の各段階において作成・提出する報告書は以下のとおり。このうち、6）～10）を成果品とする。なお、以下に示す部数は、JICA 及び先方機関へ提出する部数であり、国内の会議等に必要部数は別途用意することとし、電子化したものも用意する。

最終成果品は準備調査報告書とし、その提出期限は 2015 年 1 月中旬とする

- | | | | |
|-----------------|------|---------|------------|
| 1) 業務計画書 | : 和文 | 1部(5部) | |
| 2) インセプション・レポート | : 和文 | 1部(10部) | 英文 15部(5部) |
| 3) 現地調査結果概要 | : 和文 | 1部(5部) | |
| 4) 協力準備調査報告書(案) | : 和文 | 1部(10部) | 英文 15部(5部) |
| 5) 機材仕様書(案) | : 和文 | 3部 | 英文 15部 |
| 6) 概略事業費積算内訳書 | : 和文 | 3部 | |

7) 機材仕様書	: 和文 3部	英文 5部	
8) 概要資料	: 和文 1部(5部)	————	CD-R 1枚
(※完成予想図を含む)			
9) 協力準備調査報告書	: 和文 8部	英文 15部	CD-R 2枚
簡易製本版	: 和文 3部	————	CD-R 1枚
10) デジタル画像集	: ————	————	CD-R 2枚

注1) (1) 業務計画書については、共通仕様書第6条(改訂版)に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載するものとする。

注2) (6) については、2009年3月に策定された「協力準備調査の設計・積算マニュアル(試行版)」の補完編を、その他については「無償資金協力に係る報告書等作成のためのガイドライン(2011年3月)」を参照することとする。

注3) 準備調査報告書(和文:製本版)には概略事業費の記載があるため、すべての施工・調達業者との契約完了まで公開制限を行っている。このため、本調査完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載していない報告書として準備調査報告書(和文:簡易製本版)を作成する。

注4) 報告書の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注5) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス留め可)とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注6) 報告書全体を通じて固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、外国語報告書(英文版)の作成に当たっては、その表現には十分注意を払い、国際的に通用する外国語文(英文)により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識ともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

注7) デジタル画像集の収録内容については、全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの(既存施設及び周辺の状態、地形等)、②類似案件の状況(バングラデシュ国政府、他国、国際機関等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地の生活状況を収め、無償資金協力による事業が完了するタイミングでの施設建設・機材設置状況との対比を行うことを想定し、既存施設・機材あるいは建設予定地、機材設置予定場所等の状況が明瞭となる写真を撮影する。なお、提出にあたっては、写真はjpgのファイル形式でCD-Rに格納し、所定の様式により「デジタル画像記録表」と合わせて提出する。写真撮影に係る留意点は、以下を参照する。

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/info/consultant/16.pdf

第3 業務実施上の条件

1. 業務工程計画

2014年2月中旬より国内事前準備を開始し、2014年3月上旬より第1次現地調査を行う。帰国後に国内解析を経て、2014年9月上旬に概略設計概要説明調査を実施する。帰国後、2014年10月中旬までに準備調査概要資料、2015年1月中旬までに準備調査報告書を作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途：

全体 約12.33M/M程度

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任/気象レーダー計画/ 運営・維持管理計画（2号）
- 2) レーダー施設建築設計（3号）
- 3) 通信機器計画
- 4) 調達計画/積算/施工計画
- 5) 自然条件調査

調査団員は上記の構成を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮した結果、より適切な団員構成がある場合には、理由を付してプロポーザルに含めて提案すること。

※上記の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

3. 参考資料

配布資料

- 1) 要請書
- 2) バングラデシュ国 気象解析・予測能力向上プロジェクト 各年次報告書

閲覧資料

- 1) バングラデシュ人民共和国 気象観測用レーダー更新計画基本設計調査報告書
 - 2) バングラデシュ人民共和国 コックスバザール及びケプパラ気象レーダー整備計画基本設計調査報告書
 - 3) バングラデシュ人民共和国 モウルビバザール気象レーダー設置計画基本設計調査報告書
- ※閲覧資料についてはJICA図書館蔵書検索 (<http://libopac.jica.go.jp/>) より閲覧可能

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査工程（案）

(1) 第1次現地調査

- 1) 団員構成：総括、計画管理
- 2) 調査行程：約10日間程度
- 3) 目的：相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて、本プロジェクトの内容を検討し、ミニッツを取りまとめる。

(2) 概略設計概要書説明調査

- 1) 団員構成：総括および計画管理
- 2) 調査行程：約7日間程度
- 3) 目的：概略設計概要書について相手国関係機関に説明・協議を行い、双方の合意事項

等に関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託（別見積）

現地再委託を想定している以下の項目について、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO に再委託して実施することを認める。調査仕様書案は別紙のとおり。

- (1) 地形測量
- (2) 地質調査

現地再委託に当たっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り、選定および契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名ならびに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。なお、これら再委託業務については、別見積とする。

6. その他留意事項

- (1) 無償資金協力事業の実施体制

本プロジェクトの実施がわが国無償資金協力として実施される場合、JICA は本調査を実施した本邦コンサルタントを、施工監理を実施するコンサルタントとして、先方政府に推薦することを想定している。

施工監理体制に関する提案は、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画および要員計画をプロポーザルに記載する。その際、「プロポーザル作成要領」の様式-5 および様式-6 を準用した表を添付する。

- (2) 業務主任者の総括団員への同行

現地調査に関し、業務主任者は、総括団員滞在期間中、原則として総括団員の調査に同行することとするが、その他団員は業務の効率を考慮し、別行動での調査実施を妨げない。

- (3) 安全管理

バングラデシュ国では、2014年1月末にかけて総選挙が実施予定であり、総選挙後もストライキや暴動が発生する可能性があることから、安全対策について万全を期す必要があり、安全対策に関する JICA 事務所からの指示に従い JICA が設定する安全管理基準を厳守するとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこと。なお、緊急時の連絡体制については特に万全を期し、JICA バングラデシュ事務所と常時連絡がとれる体制を取り、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

- (3) 内政状況によるプロジェクト実施スケジュール修正の可能性

前述の国内総選挙後、国内治安の悪化、政治・行政の意思決定メカニズム混乱といった事態が発生する可能性があるため、現地の状況によっては派遣時期の調整が必要となるなど、業務工程の修正を含めた柔軟な対応が必要となる場合があることについて十分留意すること。

以上

(別紙)

「バングラデシュ国ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画準備調査」
自然条件調査仕様書 (案)

1. 目的

自然条件調査は、本調査を行う上で必要な精度を確保するため、事業サイトにおける地形、地質などの自然条件を的確に把握するもので、これにより対象施設・設備の適切な構造および規模を決定し、設計施工計画、積算に資するものとする。また、本計画により新設される施設・設備が環境に及ぼす影響を適切に予測し、本計画の妥当性の判断に資すると共に、環境への影響の少ない設計・施工を検討するために行うものである。

以下に実施すべき調査項目を参考までに記すので、先方要請内容も勘案のうえ、コンサルタントは必要な調査の細目（調査の方法、項目、手法、位置、数量、成果など）を検討し、プロポーザルにて提案するものとする。

なお、必要な自然条件調査は本調査の中で行うことを原則とする。ただし、本調査の中でやむを得ない事情が発生しそうな場合、本調査で決定した設計を基本的に変えないことを条件に、無償資金協力の実施決定以降に行う詳細設計等にて必要最小限の調査を実施することは差し支えないが、その場合はプロポーザルにその旨記載するものとする。

また、調査計画の策定に当たっては、JICA 環境社会配慮ガイドラインの内容と齟齬がないように留意する。

2. 調査項目

(1) 地形測量

調査目的	気象レーダー塔施設の建設計画に必要な地形情報を把握する
調査内容	平板測量、縦横断測量
調査場所	プロジェクトサイト候補地
調査仕様	縮尺 1/300 程度
成果品	地形平面図、縦横断面図

(2) 地質調査

調査目的	気象レーダー塔施設の建設計画に必要な地質情報を把握する
調査内容	ボーリング、標準貫入試験、土質試験
調査場所	プロジェクトサイト候補地
調査仕様	・ボーリング調査…3 本程度、支持層確認後 5m まで(約 40m) ・標準貫入試験…1m 毎 ・土質試験…物理試験、一軸圧縮試験、圧密試験
成果品	地質調査報告書 (平面図、断面図、ボーリング柱状図、土質試験結果等)